

目黒総合戦略等調査特別委員会設置要綱（案）

- 1 名 称 目黒総合戦略等調査特別委員会とする。
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び目黒区議会委員会条例第4条による。
- 3 付託事項
 - （1）区有施設の見直しに関する調査
 - （2）区有施設の長寿命化に関する調査
 - （3）区有施設の再配置及び老朽化対策に係る財政面に関する調査
 - （4）生活圏域整備計画見直しの必要性の検証に関する調査
 - （5）地方創生における地方版総合戦略策定に関する調査
- 4 委員会の組織 委員は9名として、委員長及び副委員長1名を置く。
- 5 調査期間 1年間とし、閉会中も継続調査するものとする。